

令和3年度

監査結果報告書（前期）

定期監査及び行政監査
財政援助団体監査

石狩市監査委員

目 次

第1 定期監査及び行政監査	1
1 監査期間	1
2 監査範囲	1
(1) 対象部局・実施期間	1
(2) 監査項目・対象書類	2
(定期監査)	2
(行政監査)	4
3 着眼点	5
(定期監査)	5
(行政監査)	5
4 監査方法	5
5 監査結果	5
(定期監査)	5
(1) 企画経済部	5
(2) 保健福祉部	6
(3) 建設水道部	6
(4) 教育委員会生涯学習部	6
(行政監査)	6
第2 財政援助団体監査(その1)	7
1 監査期間	7
2 監査範囲	7
(1) 補助金等の名称	7
(2) 団体名	7
(3) 所管部局	7
3 着眼点	7
(1) 財政援助団体	7
(2) 所管部局	8
4 監査方法	8
5 監査結果	9
(1) 財政援助団体	9
(2) 所管部局	9
6 参考資料	10
(1) 財政的援助の概要	10
(2) 財政援助団体	11

第3	財政援助団体監査（その2）	13
1	監査期間	13
2	監査範囲	13
	（1）補助金等の名称	13
	（2）団体名	13
	（3）所管部局	13
3	着眼点	13
	（1）財政援助団体	13
	（2）所管部局	14
4	監査方法	14
5	監査結果	15
	（1）財政援助団体	15
	（2）所管部局	15
6	参考資料	15
	（1）財政的援助の概要	15
	（2）財政援助団体	16

第 1 定期監査及び行政監査

1 監査期間

令和 3 年 4 月 16 日から 6 月 14 日まで

2 監査範囲

令和 3 年度監査等計画及び令和 3 年度監査実施計画（前期）に基づいて、令和 2 年度の事務執行分を基本とし、必要に応じて他の年度の執行状況を勘案して監査を行った。

(1) 対象部局・実施期間

部 局	実 施 期 間	
	定期監査	行政監査
監査事務局	4 月 16 日	4 月 21 日～ 6 月 14 日※
北石狩公平委員会事務局	4 月 16 日	
総務部	4 月 16 日～20 日	
企画経済部（東京事務所を除く）	4 月 21 日～27 日	
財政部	4 月 28 日	
環境市民部（消費生活センターを除く）	4 月 30 日～5 月 11 日	4 月 30 日～ 6 月 14 日※
保健福祉部（聚富保育園、厚田保育園を除く）	5 月 12 日～20 日	
建設水道部	5 月 24 日～28 日	
会計管理者	5 月 28 日	
厚田支所	6 月 1 日～2 日	
浜益支所	6 月 1 日～2 日	
教育委員会生涯学習部（厚田学校給食センターを除く）	6 月 3 日～11 日	5 月 27 日～ 6 月 14 日※ (対象から除く)
市立学校（中学校、義務教育学校を除く）		
議会事務局	6 月 14 日	5 月 27 日～ 6 月 14 日※
選挙管理委員会事務局	6 月 14 日	
農業委員会事務局	6 月 14 日	

※ 行政監査は後期監査期間においても引き続き実施する。

(2) 監査項目・対象書類

(定期監査)

監査項目	対象書類
① 支出事務 ア 負担金補助及び交付金（抽出）	補助金等交付申請書など、補助金等の支出に関する書類
総務部	減災福祉型まち歩きによる要配慮者の減災力向上事業交付金
企画経済部	石狩市公共交通支援事業補助金、農業次世代人材投資事業交付金、美登位地区団体営農業用排水施設設置事業補助金、未来につなぐ森づくり推進事業（春・秋期）補助金、漁業振興奨励補助金（漁業経営安定対策事業）、石狩市休業協力・感染リスク低減支援金、石狩市商店会等新型コロナウイルス感染拡大防止補助金
環境市民部	石狩市防犯協会連合会交付金、海浜植物保護センター開館20周年事業交付金
保健福祉部	生活困窮者家計改善支援金、身体障がい者自動車運転免許取得費交付金、聴力障害者協会補助金、視覚障がい者協会補助金、厚田・浜益区障がい福祉サービス事業者人材確保補助金（家賃、通勤、支度手当）、厚田・浜益区介護保険サービス事業者人材確保補助金（家賃、通勤手当）、児童福祉従事者慰労金、石狩市保育士等就職奨励金、石狩市地域医療推進拠出金、石狩市診療所等新型コロナウイルス感染拡大防止交付金
建設水道部	石狩市空家改修再販費補助金、石狩市空家除却再販費補助金、石狩市住宅リフォーム工事費補助金
厚田支所	石狩市地域おこし協力隊企業等支援補助金
浜益支所	浜益区観光まちづくり推進事業交付金、地域自治区振興補助金（増毛山道トレッキング事業）、集会所運営交付金（柏木自治会管理運営事業）
教育委員会 生涯学習部	石狩市教育振興会拠出金、石狩市緑苑台・花川東地区冬季通学支援補助金、石狩市緑苑台・花川東地区冬季通学支援補助金（借り上げバス）、石狩市立修学旅行キャンセル料補助金、石狩市臨時休業対策昼食支援金、石狩市PTA連合会補助金、石狩市民文化祭事業交付金

② 契約事務（抽出） ア 予定価格50万円以上の委託料、 イ 予定価格130万円以上の工事請負費		執行決議書（起工決議書）など、契約に関する書類
総務部	P C B廃棄物仕分け・分解・書類作成業務委託、石狩市役所本庁舎非常用自家発電設備整備実施設計業務委託、特別定額給付金に関するコールセンター運營業務委託、石狩市役所本庁舎非常用自家発電設備整備工事、令和2年度市税等口座振替処理業務委託、令和2年度システム自庁内業務委託、令和2年度業務システム（介護分）番号制度対応業務委託、住民基本台帳ネットワークシステム統合端末更新業務委託、石狩市防災行政無線（アナログ）保守点検業務委託、石狩市防災行政無線（デジタル）保守点検業務委託、指定緊急避難場所標識設置業務委託	
企画経済部	石狩市自転車活用推進計画フォローアップ業務委託、自転車通行空間整備工事、越後沢ため池ハザードマップ作成業務委託、中山間地域等直接支払農用地現況図作成業務委託、石狩市農業と都市部人材とのマッチング・コーディネート業務委託、石狩・厚田地区林道草刈等業務委託、浜益区幌地区市有林更新伐材集積管理業務委託、石狩市市有林現況調査業務委託、市有林下刈工事、若者人材育成・職場定着支援事業業務委託、石狩市観光プロモーション映像制作業務委託、石狩市食の魅力に係る情報誌等制作業務委託、厚田キャンプ場遊具整備工事、データセンター誘致PR資料作成業務委託、令和2年度石狩市エネルギー地産地消事業化モデル設備導入業務委託、令和2年度石狩市における再エネ地産地消による域内循環創出・地域づくりイノベーション事業業務委託	
財政部	石狩市ふるさと応援寄附返礼品業務委託、石狩市ふるさと応援寄附返礼品発送業務委託、親船町市有地用地確定測量業務委託	
環境市民部	野犬捕獲等業務委託、石狩浜外来種防除手法の検討業務委託、北石狩衛生センターし尿処理施設他解体実施設計業務委託、家庭系・事業系一般廃棄物組成調査業務委託、石狩市指定ごみ袋作製業務委託、石狩市指定ごみ袋追加作製業務委託、浜益滝川間乗合自動車運行業務委託、戸籍情報システム改修事業業務委託、附票ネットワークに係る改修作業（住民基本台帳システム分）業務委託、石狩浜海浜植物保護センター運營業務委託	

保健福祉部	石狩市新型コロナウイルス対策福祉相談・申請支援事業業務委託、石狩市生活困窮者自立相談支援事業等業務委託、障害支援区分認定調査業務委託、石狩市特別養護老人ホームはまますあいどまり新型コロナウイルス感染症対策業務委託、石狩市訪問介護事業所はまます新型コロナウイルス感染症対策業務委託、地域包括ケアシステム構築（新センター分）業務委託、けんしんWEB予約受付システム業務委託、PCR検査センター設置に伴う感染性廃棄物処理業務委託、いきいきフィットネス業務委託、石狩市民プール新型コロナウイルス対策業務委託、令和2年度税制改正に伴う後期高齢者医療事務支援システム改修業務委託、石狩市放課後児童健全育成事業委託（わかばクラブ）、いしかり子育てネット事業業務委託、（仮称）ふれあいの杜子ども館建設実施設計業務委託、放課後児童健全育成事業業務委託（わかばクラブ）、ひとり親世帯へ地元食材（石狩産米）の支給事業業務委託
建設水道部	開運橋架替実施設計（修正）業務委託、開運橋架替実施設計発注支援業務委託、道路台帳及び現況路線図調査作成業務委託、公園施設整備工事、公園施設整備附帯工事、（仮称）花川東団地実施設計業務委託、市営住宅本町団地直圧給水ポンプ修繕、花川南公共下水道実施設計業務委託、石狩市生活排水処理基本計画改定業務委託、下水道遠方監視装置設置工事（MP）、給水管漏水修繕等業務委託、石狩市公営企業会計システム等保守業務委託、管路更新（花川北その2）工事
浜益支所	浜益支所庁舎電気保安業務委託、消防設備点検業務委託、旧実田小一般廃棄物処理業務委託
教育委員会 生涯学習部	小学校一般廃棄物収集運搬業務委託、各中学校グラウンド整備業務委託、各中学校ガス暖房設備保守点検業務委託、厚田学園機械警備業務委託、石狩スクールバス運行業務委託、学校施設消毒作業支援業務委託、令和2年度学校心臓検診業務委託、石狩市公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備業務委託、石狩市公立学校情報機器整備業務委託、石狩映像アーカイブ事業、いしかり砂丘の風資料館エアコン改修工事、石狩市民館管理業務委託、図書館清掃業務委託、図書館機械警備業務委託、石狩市民図書館システム等更新業務委託、学校給食センター調理等業務委託、学校給食センター機械警備業務委託
議会事務局	石狩市議会本会議場音響・映像設備等更新業務委託、石狩市議会Microsoft 365構築業務委託、石狩市議会本会議場会議ユニット増設業務委託

(行政監査)

監査項目	対象書類
① 行政運営の各事務 ア 公金外現金の取扱事務	調査票及び会則等の関係書類

3 着眼点

主要な着眼点として、以下の項目を設定した。

(定期監査)

- ・ 予算の執行は適正な権限者が行いその手続きは適正か。
- ・ 補助金等の交付時期は妥当であるか。
- ・ 実績報告に基づく補助金等の支出については、その成果の確認が行われているか。
- ・ 入札又は随意契約による場合、その理由は適正か。
- ・ 契約書、見積書等関係書類は確実かつ的確に整備されているか。また、これらの内容は適正か。
- ・ 契約の履行期限は守られているか。
- ・ 委託した事務事業が適正に履行されたか、成果物その他実績報告書で確認したか。
- ・ 過去に指摘、指導した事案は改善されているか。

(行政監査)

- ・ 事務の執行及び責任体制は明確になっているか。
- ・ 会計経理及び財産管理は適切か。
- ・ 現金等の保管及び取扱いは適切か。
- ・ 管理点検体制は整備され、有効に機能しているか。

4 監査方法

監査の実施は監査基準に準拠し、対象部局に監査の基本的な考え方を示した上で、関係書類の提出を求め、また疑問が生じた場合は、担当課長及び担当職員から説明を受けた。

5 監査結果

(定期監査)

前述のとおり監査した結果、監査の対象となった事務が概ね適正に執行されていることが確認されたが、次のとおり指導を要する事項が見受けられた。なお、令和3年8月5日及び6日に実施した監査結果の講評において、その状況や内容を説明するとともに改善を促したところである。

(1) 企画経済部

① 支出事務について（負担金補助及び交付金（抽出））

- ・ 補助金に係る支出負担行為において、部長等・次長等専決のものが課長専決処理されていた。

(2) 保健福祉部

① 契約事務について（抽出）

- ・業務委託に係る執行決議において、副市長専決のものが部長専決処理されていた。
- ・業務委託に係る完了検査において、部長等・次長等専決のものが課長専決処理されていた。
- ・業務委託において、契約書の金額に記載誤りがあった。

(3) 建設水道部

① 契約事務について（抽出）

- ・工事において、設計金額の積算内容に一部誤りがあった。

(4) 教育委員会生涯学習部

① 契約事務について（抽出）

- ・業務委託に係る執行決議において、市長専決のものが副市長専決処理されていた。

(行政監査)

新型コロナウイルス感染症関連業務への監査対象部局及び監査事務局の対応状況から、行政監査については後期監査期間においても引き続き実施することとした。

第2 財政援助団体監査（その1）

1 監査期間

令和3年4月23日から6月8日まで

2 監査範囲

令和3年度監査等計画及び令和3年度監査実施計画（前期）に基づき、下記の財政援助団体及び所管部局を対象に、令和2年度財政的援助等に係る出納その他の事務執行分を基本とし、必要に応じ、他の年度の執行状況を勘案して監査を行った。

(1) 補助金等の名称

一般財団法人石狩市防災まちづくり協会拠出金

(2) 団体名

一般財団法人石狩市防災まちづくり協会

(3) 所管部局

総務部（危機対策課）

3 着眼点

主要な着眼点として、以下の項目を設定した。

(1) 財政援助団体

- ・事業計画書、予算書及び決算諸表等と所管部局へ提出した補助金等の交付申請書、実績報告等は符号するか。
- ・補助金等交付申請書の提出及び補助金等の請求、受領は適時行われているか。
- ・事業は、計画及び交付条件に従って実施され、十分効果が上げられているか。また、補助金等が補助等対象事業以外に流用されていないか。
- ・出納関係帳票の整備、記帳は適正か。また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適切か。
- ・補助金等に係る収支の会計経理は適正か。
- ・会計処理上の責任体制は確立されているか。
- ・精算報告は適正に行われているか。また、精算に伴う返還金の返還時期等は適切か。
- ・財産の処分制限がある場合に、これに違反するものはないか。
- ・過去に指摘、指導した事案は改善されているか。

(2) 所管部局

- ・補助金等の決定は法令等に適合しているか。
- ・補助金等の交付目的及び補助等対象事業の内容は明確か。また、公益上の必要性は十分か。
- ・補助金等に関する条件の内容は明確か。
- ・補助金等の額の算定、交付方法、時期、手続等は適正か。
- ・補助金等の効果及び条件の履行の確認は、実績報告書等によりなされているか。
- ・補助金等の交付団体への指導監督は適切に行われているか。
- ・補助金等の交付目的や効果等から判断して、統合、廃止等の見直しをする必要のあるものはないか。
- ・過去に指摘、指導した事案は改善されているか。

4 監査方法

監査の実施は監査基準に準拠し、財政援助団体及び所管部局に監査の基本的な考え方を示した上で、関係書類の提出を求め、また疑問が生じた場合は、担当課長及び担当職員から説明を受けた。

現地調査については、次のとおり実施した。

実施日・場所	出席者
令和3年6月8日 石狩市役所402会議室	一般財団法人石狩市防災まちづくり協会 専務理事 吉田 宏和 事務局長 岩城 道夫 総務グループ主査 松田 靖人

【現地調査の状況】



5 監査結果

監査の結果及び概要は、次のとおりである。

(1) 財政援助団体

一般財団法人石狩市防災まちづくり協会に対し、前述のとおり監査した結果、財政的援助に係る出納その他の事務の執行が、適正に行われていることが確認された。

(2) 所管部局

総務部に対し、前述のとおり監査した結果、財政援助団体への指導監督その他の事務の執行が、概ね適正に行われていることが確認されたが、次のとおり指導を要する事項が見受けられた。なお、令和3年8月5日に実施した監査結果の講評において、その状況や内容を説明するとともに改善を促したところである。

- ・ 交付額の確定にあたって、不用額を除いた決算額ではなく、交付決定額を交付確定額として決定し、通知していた。

6 参考資料

(1) 財政的援助の概要

① 補助金等の名称

一般財団法人石狩市防災まちづくり協会拠出金

② 交付の目的

自助・共助による地域防災力の向上をさらに推進する。

③ 令和2年度交付額

33,768千円

④ 交付手続の状況

- ・ 交付申請 令和2年4月1日
- ・ 交付決定 令和2年4月6日
- ・ 概算払申請 令和2年4月6日
- ・ 概算払決定 令和2年4月6日
- ・ 実績報告 令和3年3月31日
- ・ 交付額確定 令和3年3月31日
- ・ 返還命令 令和3年3月31日

⑤ 収支決算の状況（令和2年度）

(収入) (千円)

科目	備考	金額
市拠出金収入	一般財団法人石狩市防災まちづくり協会拠出金	33,768

(支出) (千円)

科目		事業費	拠出金使途の金額
管理費	協会の運営に要する経費のうち人件費	25,367	25,367
	人件費を除く管理費	5,548	5,548
自主防災組織推進事業		1,945	1,945
防災マスター推進事業		438	438
救急救命講習事業		470	470
合計		33,768	33,768

(2) 財政援助団体（令和3年8月現在）

① 名称・代表者

一般財団法人石狩市防災まちづくり協会 理事長 日下部 勝義

② 所在地

石狩市花川北6条1丁目30番地2（石狩市役所4階）

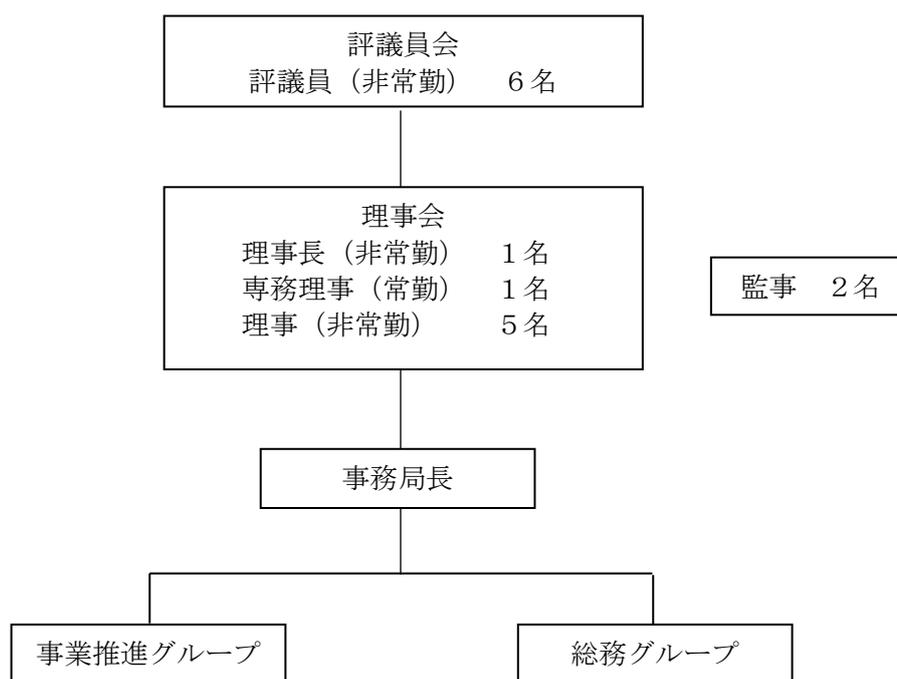
③ 設立目的等

この法人は、市民及び事業所における防火防災意識の高揚と防火管理体制の推進を図るとともに、応急処置技術の普及啓発並びに高齢者等の災害弱者の見守りを積極的に展開することにより、火災や地震等の災害による生命及び財産の被害の軽減を助成し、市民が安心して暮らせる社会の実現と社会公共の福祉の増進に寄与することを目的とし、平成30年4月に設立された。

④ 事業

- ・ 防災意識の普及啓発及び防災対応力の向上に関する事業
- ・ 防火・防災業務関係者等の育成に関する事業
- ・ 高齢者等の災害弱者の見守りに関する事業
- ・ 応急処置技術の普及啓発及び知識技能の向上に関する事業
- ・ 防災物品等の普及促進に関する事業
- ・ その他この法人の目的を達成するために必要な事業

⑤ 組織構成



⑥ 事業の実施状況

市民及び事業所関係者が安心して暮らせる社会を推進するため、令和2年度も継続的に、防災意識の普及及び防災対応力の向上に資する事業を実施した。

防災意識の普及啓発に関しては、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から石狩防災フェスタ2020は中止したが、防災思想の普及啓発を図るとともに、過去の震災の教訓を風化させないため、公の施設など不特定多数が集まる場において防災パネルや非常用食料品等の展示を行った。

また防災対応力の向上にあたっては、自主防災組織推進事業のうち、感染拡大防止の観点から自主防災組織訓練は中止したが、自主防災組織を設立し登録がなされた町内会及び自治会への支援として、花川南栄町内会に対し新たに防災資機材保管庫の貸与を行った。救急救命講習は4月から中止していたが10月から再開し、また令和2年度は子どもたちの防災意識を高める学習の機会として、石狩中学校と花川北中学校において、防災について学ぶ1日防災学校の支援を防災マスターと共に行った。さらに令和2年度は社会福祉施設等に対し、法律で義務付けされている避難確保計画の策定支援に取り組んだところである。

第3 財政援助団体監査（その2）

1 監査期間

令和3年5月28日から7月2日まで

2 監査範囲

令和3年度監査等計画及び令和3年度監査実施計画（前期）に基づき、下記の財政援助団体及び所管部局を対象に、令和2年度財政援助等に係る出納その他の事務執行分を基本とし、必要に応じ、他の年度の執行状況を勘案して監査を行った。

(1) 補助金等の名称

商工会経営改善普及事業交付金

(2) 団体名

石狩北商工会

(3) 所管部局

企画経済部（商工労働観光課）

3 着眼点

主要な着眼点として、以下の項目を設定した。

(1) 財政援助団体

- ・事業計画書、予算書及び決算諸表等と所管部局へ提出した補助金等の交付申請書、実績報告等は符号するか。
- ・補助金等交付申請書の提出及び補助金等の請求、受領は適時行われているか。
- ・事業は、計画及び交付条件に従って実施され、十分効果が上げられているか。また、補助金等が補助等対象事業以外に流用されていないか。
- ・出納関係帳票の整備、記帳は適正か。また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適切か。
- ・補助金等に係る収支の会計経理は適正か。
- ・会計処理上の責任体制は確立されているか。
- ・精算報告は適正に行われているか。また、精算に伴う返還金の返還時期等は適切か。
- ・財産の処分制限がある場合に、これに違反するものはないか。
- ・過去に指摘、指導した事案は改善されているか。

(2) 所管部局

- ・補助金等の決定は法令等に適合しているか。
- ・補助金等の交付目的及び補助等対象事業の内容は明確か。また、公益上の必要性は十分か。
- ・補助金等に関する条件の内容は明確か。
- ・補助金等の額の算定、交付方法、時期、手続等は適正か。
- ・補助金等の効果及び条件の履行の確認は、実績報告書等によりなされているか。
- ・補助金等の交付団体への指導監督は適切に行われているか。
- ・補助金等の交付目的や効果等から判断して、統合、廃止等の見直しをする必要のあるものはないか。
- ・過去に指摘、指導した事案は改善されているか。

4 監査方法

監査の実施は監査基準に準拠し、財政援助団体及び所管部局に監査の基本的な考え方を示した上で、関係書類の提出を求め、また疑問が生じた場合は、担当課長及び担当職員から説明を受けた。

現地調査については、次のとおり実施した。

実施日・場所	出席者
令和3年7月2日 石狩北商工会会議室	石狩北商工会 会 長 岸本 教範 経営指導員 野澤 美朝

【現地調査の状況】



5 監査結果

監査の結果及び概要は、次のとおりである。

(1) 財政援助団体

石狩北商工会に対し、前述のとおり監査した結果、財政的援助に係る出納その他の事務の執行が、概ね適正に行われていることが確認された。

(2) 所管部局

企画経済部に対し、前述のとおり監査した結果、財政援助団体への指導監督その他の事務の執行が、概ね適正に行われていることが確認された。

6 参考資料

(1) 財政的援助の概要

① 補助金等の名称

商工会経営改善普及事業交付金

② 交付の目的

商工会が行う経営改善普及事業及び市内商工業の改善発達を図る事業に対し交付金を交付することにより、市内中小企業者の技術能力の向上と経営基盤の安定化を図り、もって本市商工業の活性化に寄与する。

③ 令和2年度交付額

10,963千円

④ 交付手続の状況

- ・交付申請 令和2年4月1日
- ・交付決定 令和2年4月1日
- ・実績報告 令和3年3月31日
- ・交付額確定 令和3年3月31日

⑤ 収支決算の状況（令和2年度）

(収入) (千円)

科目	備考	金額
市交付金収入	商工会経営改善普及事業交付金	10,963

(支出) (千円)

科目		事業費	交付金使途の金額
経営改善 普及事業	職員設置費	20,195	5,843
	経営改善普及事業費	12,486	2,741
地域振興事業費		4,438	1,000
管理費等		6,188	1,379
合計		43,307	10,963

(2) 財政援助団体（令和3年8月現在）

① 名称・代表者

石狩北商工会 会長 岸本 教範

② 所在地

石狩市厚田区厚田47番地4

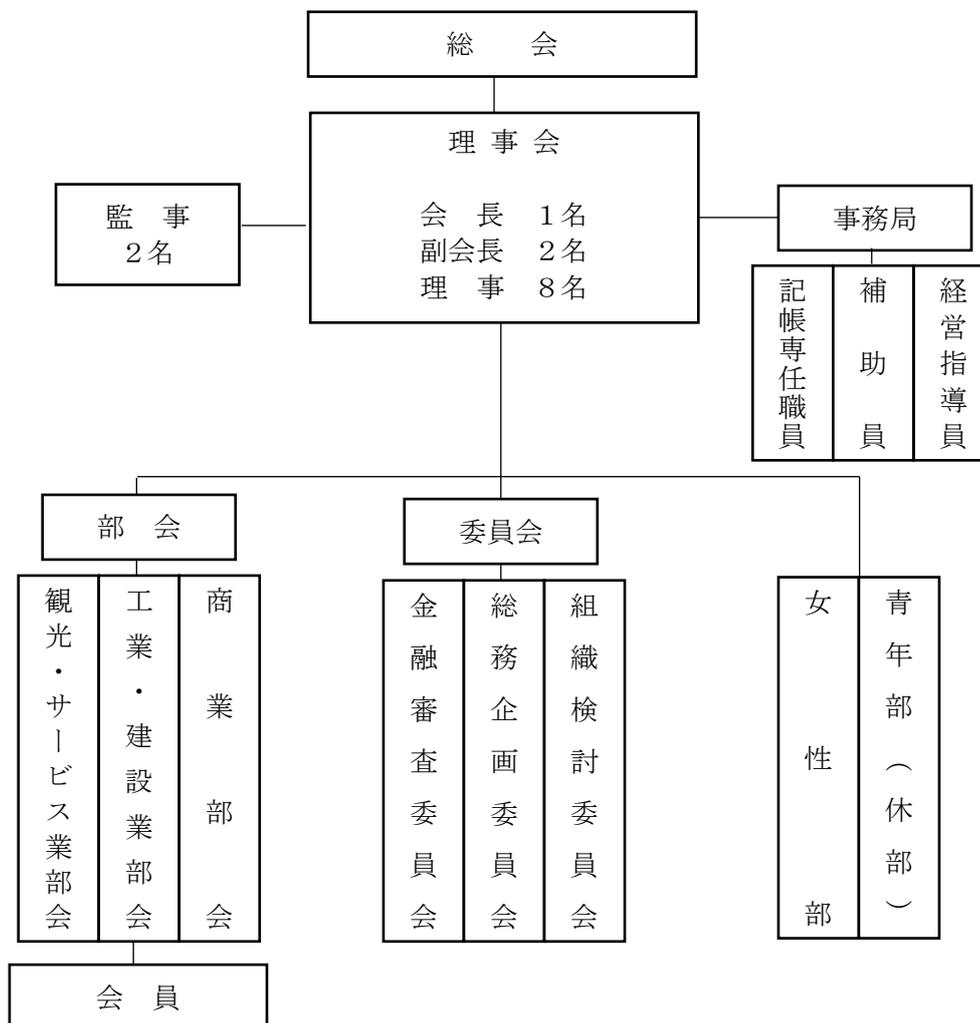
③ 設立目的等

石狩北商工会は、厚田・浜益区内における商工業の総合的な改善発達を図り、あわせて社会一般の福祉の増進に資し、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的として設立された。なお、前身の組織である厚田村商工会と浜益村商工会は、旧厚田村においては昭和36年4月、旧浜益村においては昭和38年9月にそれぞれ設立され、その後、平成17年10月の3市村合併に伴い平成18年4月に合併した。

④ 事業

- ・ 商工業に関し、相談に応じ、又は指導を行うこと
- ・ 商工業に関する情報又は資料を収集し、及び提供すること
- ・ 商工業に関する調査研究を行うこと
- ・ 商工業に関する講習会又は講演会を開催すること
- ・ 展示会、共進会等を開催し、又はこれらの開催のあっせんを行うこと
- ・ 商工業に関する施設を設置し、維持し、又は運用すること
- ・ 北海道商工会連合会の委託を受けて商工貯蓄共済事業の業務を行うこと
- ・ 商工業者の福利厚生に資する事業を行うこと
- ・ 輸出品の原産地証明を行うこと
- ・ 商工会としての意見を公表し、これを国会、行政庁等に具申し、又は建議すること
- ・ 行政庁等の諮問に応じて、答申すること
- ・ 商工業者の委託を受けて、当該商工業者が行うべき事務（その従業員のための事務を含む。）を処理すること
- ・ 行政庁から委託を受けた事務を行うこと
- ・ 前各号に掲げるもののほか、本商工会の目的を達成するために必要な事業を行うこと

⑤ 組織構成



⑥ 事業の実施状況

石狩北商工会は厚田・浜益区内における総合経済団体として、商工業者の安定した発展と住みよい環境づくりの構築に大きな役割を担い、運営基盤の安定強化と商工業振興対策が求められている。その主な事業は、基本とする経営改善普及事業に加え、近年は関係法の改正を受け、小規模事業者の経営戦略に踏み込んだ支援に係る「経営発達支援計画」（以下、「支援計画」）を策定し、小規模事業者の掘り起こしや、商工会の個々・個社支援の強化を進めている。

令和2年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響はあったが、概ね予定どおり事業が実施された。

経営改善普及事業としては、経営、金融、税務、労務等に関する相談支援や記帳継続支援を日常的に行い、また税務関係ほか各種講習会を開催した。

支援計画に基づく補助事業である「伴走型小規模事業者支援推進事業」としては、「事業計画策定支援（個別相談会）」及び「事業計画策定後の実施支援（フォローアップ）」を実施したほか、「販路拡大事業」としてホームページをリニューアルし、販路拡大ページの一斉刷新、事業所動画の配信などを行い、小規模事業者の売上維持及び向上の一助となるよう取り組んだ。また、小規模事業者持続化補助金については、一事業者が採択を受け、売上向上を目標に事業展開している。

一方で、事業者の後継者不足や高齢化に伴う廃業等による会員数の大幅な減少といった課題に取り組むため、昨年度末には組織検討委員会を設置し、本会の今後の取組及び課題把握について協議が行われたところである。